

○津山市文化芸術激励金等交付要綱（平成20年津山市告示第204号）

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市の文化芸術の振興を図るため、全国規模の大会等（以下「大会等」という。）に出場若しくは出品する個人又は団体に対して交付する津山市文化芸術激励金（以下「激励金」という。）及び津山市文化芸術奨励金（以下「奨励金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（交付対象大会等）

第2条 激励金又は奨励金の交付の対象となる大会等（以下「交付対象大会等」という。）は、国、全国的な文化芸術組織、法人等が主催する大会等で、市長が適当と認めるものとする。この場合において、次の各号のいずれかに該当する大会等は、激励金又は奨励金の対象から除くものとする。

- (1) 出場又は出品する者の親睦、交歓等を図るために開催される大会等
- (2) 特定の団体、流派、会派等が主催する大会等
- (3) 特定の会員等に限って開催される大会等
- (4) 営利を目的として開催される大会等

（交付対象者等）

第3条 激励金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する市内に住所を有する者（以下「市内住所者」という。）又は市内に活動の本拠地を置く団体（以下「市内活動団体」という。）とする。

- (1) 岡山県大会、中国大会等の予選会又は選考会（以下「予選会等」という。）を経て、本市を代表して交付対象大会等に出場すること。
- (2) 県又は県教育委員会の推薦その他厳正かつ明確な基準により交付対象大会等に出場すること。

2 奨励金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する市内住所者又は市内活動団体とする。

- (1) 交付対象大会等において、実質的な入賞と認められる優秀な成績を収め、市長が適当と認めること。
- (2) 交付対象大会等において、賞金等（記念品等を除く。）を付与されていないこと。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する市内住所者及び市内活動団体には、激励金及び奨励金を交付しない。

- (1) 出場又は出品する大会等の文化芸術の活動を職業として行い、かつ、それにより生計を立てている者及び団体。
- (2) 交付対象大会へ出場若しくは出品に対して、津山市教育委員会から他の激励金及び奨励金の交付を受けた者及び団体

4 同一の交付対象大会において、激励金及び奨励金の両方は交付しない。

（激励金等の額）

第4条 前条第1項及び第2項に該当する市内住所者に対する激励金又は奨励金の額は、

1人につき10,000円とする。

2 前条第1項及び第2項に該当する市内活動団体に対する激励金又は奨励金の額は、交付対象大会等に登録された出場又は出品する者（以下「出場者等」という。）1人当たり5,000円を乗じて得た額とする。ただし、出場者の数が10人を超える市内活動団体にあつては、1団体につき50,000円を限度とする。

（激励金の交付申請等）

第5条 激励金の交付を受けようとする市内住所者（市内活動団体にあつては、その代表者）は、原則として交付対象大会等の開催日の20日前までに、津山市文化芸術激励金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 交付対象大会等の大会要領、開催要領等
- (2) 予選会等の要領及びその結果が掲載された資料
- (3) 出場者等（交付対象大会等に登録された指導者等（以下「登録指導者等」という。）を含む。）の名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、激励金を交付するものとする。

（激励金の結果報告）

第6条 前条第2項の規定により激励金の交付を受けた市内住所者（市内活動団体にあつては、その代表者）は、交付対象大会等が終了したときは、終了後1箇月以内に、大会等出場結果報告書（様式第2号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（奨励金の交付申請等）

第7条 奨励金の交付を受けようとする市内住所者（市内活動団体にあつては、その代表者）は、原則として交付対象大会等の終了後1箇月以内に、津山文化芸術奨励金交付申請書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 交付対象大会等の大会要領、開催要領等
- (2) 交付対象大会等における結果が掲載された資料
- (3) 出場者等（登録指導者等を含む。）の名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、奨励金を交付するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。